

## 別表十七（三の六） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第4項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「所得税等の額5」の欄は、内国法人に係る措置法第66条の6第2項第1号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社に対して課される措置法第66条の7第4項に規定する所得税等の額を記載します。
- 3 内国法人が措置法第66条の9の3第3項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。